

ウズベキスタン入国時の検疫措置について（新型コロナウイルス関連・注意喚起）

- 当地保健省は3月4日深夜、日本を含む、新型コロナウイルスへの感染が確認された国からの渡航者に対する入国後の行動の制約等に関する決定文書を発表しました。
- 同発表によれば、日本からウズベキスタンに入国する者に対しては、自宅またはホテル等、滞在地における14日間の隔離措置を義務づけられ、家族以外の人々との接触、公共の場への外出は禁止されます。その後、医療従事者による10日間の架電による健康状態のチェックが行われることになります。
- 当地保健省に確認したところ、本措置は決定文書に記載のあるとおり、3月1日から開始となっているとのことです。現時点、本措置がどのように実施されるかについては不確定な状況であり、予断を許さないところ、日本から当国への訪問を予定されている方については、在京大使館、航空会社などを通じて、十分な確認をお願いいたします。

保健省決定の概要は以下のとおりです。

1 入国後に行動の制約を課す措置（注：以下（1）はウズベキスタン国民の待避を目的とした帰国用チャーター便を念頭に置いたもの。現在、同チャーター便の運航は予定されていない。いずれにせよ日本国民との関係で該当するケースではない。（2）は日本を出発し、一般の航空便で当地を訪問する場合に該当する。（3）及び（4）は参考までに記載）

（1）中国、韓国、イラン、イタリア、アフガニスタン、日本から直接又は第三国を経由してチャーター機によりウズベキスタンに入国する者は、14日間隔離される。なお、これら対象者は、入国ポイントを管轄する地元政府機関が指定した隔離施設へ組織的にバスで移送され14日間隔離される。隔離施設では、日常生活に必要な環境が準備される。隔離期間中、隔離施設からの外出が禁止される。隔離期間中に医療従事者がとる措置は健康診断、検温、血圧測定、問診の実施。医療ガイドラインに従い、臨床検査を目的として鼻腔から検体を採取し、必要に応じて他の検体検査も行う。対象者は、隔離期間が終了（退院）した後、医療従事者が10日間架電による健康状態のチェックを行う。

（2）中国、韓国、イラン、イタリア、アフガニスタン、日本、フランス、米国、ドイツ、シンガポール、スペイン、香港、マカオ、台湾からウズベキスタンに入国する者の内、該当国から出国後14日以上経過していない者は、医療観察下に置かれ行動が制限される（ただし、公式・政府代表団員、外交・公用旅券所持者、航空会社のパイロット・乗務員、鉄道乗務員、鉄道輸送業及び国際貨物輸送業に従事する運転手を除く）。なお、これら対象者は、滞在地（自宅、ホテル、寮等）における14日間の隔離を義務づけられ、家族以外の人々との接触、公共の場への外出は禁止される。自宅検疫期間（14日間）中に、隔離期間中に医療従事者がとる措置は健康診断、検温、血圧測定、問診の実施。医療ガイドラインに従い、臨床検査を目的として鼻腔から検体を採取し、必要に応じて他の検体検査も行われる。臨床上の必要性から、急性呼吸器感染症の症状が認められる者は、診断及び治療を目的として医療機関に搬送される。対象者は、隔離期間が終了（退院）した後、医療従事者が10日間架電による健康チェックを行う。

(3) タイ、アゼルバイジャン、イギリス、マレーシア、アラブ首長国連邦からウズベキスタンに入国する者の内、該当国から出国後14日以上経過していない者は、医療観察下に置かれ、行動が制限される。なお、これら対象者は混雑した場所を避け、人との接触を最小限に抑えることが推奨される。対象者がウズベキスタンに入国した後、14日間滞在地における医療機関に在籍する医師による医療観察下に置かれ、10日間架電による健康チェックが行われる。滞在地における医療従事者により、毎日医療観察（健康診断、検温、血圧測定、問診）が行われる。臨床上の必要性から、急性呼吸器感染症の症状が認められる者は、診断及び治療を目的として医療機関に搬送される。

(4) バーレーン、クウェート、アルメニア、ベラルーシ、オマーン、パキスタン、ジョージア、チェコ、イラク、レバノン、カナダ、リトアニア、エストニア、ルーマニア、ギリシャ、オランダ、ノルウェー、オーストリア、デンマーク、スウェーデンからウズベキスタンに入国する者の内、該当国から出国後14日以上経過していない者は、架電による健康チェックを受ける。なお、これら対象者は、地元の医療機関に健康状態を報告することを条件にウズベキスタン国内の移動が許可されるものの、公共の場への外出の自粛、人々との接触を最小限にすることが推奨されるほか、24日間毎日、医療従事者の架電による健康チェックを受ける。

## 2 当該措置の公布・発動日等

(1) 公布日：本年2月27日

(2) 発動日：3月1日（当館への本決定に関する情報提供は3月4日深夜）

(3) 本件に関する当館への情報提供が発動日を超過した3月4日深夜であったことから、当地保健省に対し、当館より本措置の実際の発動日について確認したところ、同省は、決定文書のとおり、3月1日から本措置は開始している旨回答しております。これまでにウズベキスタンに入国した方の処遇について確認中ではありますが、日本出発日から14日間以内については、隔離措置を理由に出国を認められない可能性もありますので、ご注意ください。

## 3 決定文書日本語訳

以下のとおり

(当館仮訳)

(ウズベキスタン共和国主任衛生医師)

2月27日

タシケント市

### 第3号決定

## 「COVID-19」コロナウイルスのウズベキスタン共和国への侵入及び流行を予防することを目的とした追加措置の実施に関して

「COVID-19」コロナウイルスの世界的流行のリスクが継続的に存在し、「COVID-19」コロナウイルスが短期間に拡散していることを鑑み、「COVID-19」コロナウイルスのウズベキスタン共和国への侵入及び流行を予防することを目的として、下記の措置を実施することを決定する。

1. ウズベキスタン共和国への「COVID-19」コロナウイルスの侵入及び流行を予防することを目的とした措置を決定書に従い実施することを承認する。
2. カラカルパクスタン共和国保健大臣、タシケント市及び各州保健管理局長に対し、2020年3月1日から、同決定書の内容を以下のとおり実施することを命ずる。

カテゴリー1.a.の国々から直接または第三国を経由して同時に組織的に（当館注：ウズベキスタン国民を対象国から待避させることを目的としたチャーター機を指すと思われる）ウズベキスタン共和国へ入国する者を対象に、感染症対策緊急委員会の決定に従って指定された施設に14日間隔離し医療観察及び治療を行う。

カテゴリー1.b.の国々から直接または第三国を経由してウズベキスタン共和国へ入国する者を対象に、滞在地において14日間隔離し医療観察を行う。

カテゴリー2の国々から入国する者を対象に、滞在地における医療機関に在籍する医師による14日間の医療観察を行う。対象者には、航空会社のパイロット及び客室乗務員、鉄道乗務員、鉄道輸送業及び国際貨物輸送業に従事する運転手も含まれる。

カテゴリー3の国々から入国する者を対象に、滞在地において医療従事者が14日間架電によるモニタリングを実施する。対象者には、航空会社のパイロット及び客室乗務員、鉄道乗務員、鉄道輸送業及び国際貨物輸送業に従事する運転手も含まれる。

3. 地域衛生疫学福祉局センター長に対し、

ウズベキスタン同共和国への「COVID-19」コロナウイルスの侵入及び流行を予防することを目的とした本決定書に従い、入国者を各カテゴリーに分類し、そのカテゴリーに基づき適切な措置を医療機関と協力して実施の上、医療機関を監督するよう命ずる。

4. 所定の方法に従い、実施措置に関してウズベキスタン共和国保健省及び衛生疫学福祉局に報告することを命ずる、

5. 本決定の実施における管理責任者は、アルマートフ・ウズベキスタン共和国主任衛生医師である。

ウズベキスタン共和国主任衛生医師

B. アルマートフ

2020年2月27日付ウズベキスタン共和国主任衛生医師令第2号に基づき、2020年3月1日から実施する、  
ウズベキスタン共和国への「COVID-19」コロナウイルスの侵入及び流行の予防を目的とした措置

「COVID-19」コロナウイルスの感染国から直接または第三国を経由してウズベキスタン共和国へ入国する者を対象として、その国籍を問わず、下記の措置が実施される。ただし、「COVID-19」コロナウイルスが確認されていない国に14日間以上滞在した後にウズベキスタン共和国へ入国する者に対しては、隔離及び行動制限措置は実施されない。

	国・地域別カテゴリー	対象者にとられる措置の内容	説明
1.a.	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中華人民共和国</li> <li>・ 韓国</li> <li>・ イラン</li> <li>・ イタリア</li> <li>・ アフガニスタン</li> <li>・ 日本</li> </ul> <p>から直接又は第三国を経由して、同時に組織的に（当館注：ウズベキスタン国民を対象国から待避させることを目的としたチャーター機を指すと思われる）入国した者。</p>	<p style="text-align: center;"><b>隔離</b></p> <p>本カテゴリーに含まれる国々から、ウズベキスタンに入国した者は、14日間隔離される。</p> <p style="text-align: center;"><b>例外：</b></p> <p>公式・政府代表団員、外交・公用旅券所持者、航空会社のパイロット・乗務員、鉄道乗務員、鉄道輸送業及び国際貨物輸送業に従事する運転手。</p>	<p>対象者は、入国地を管轄する地元政府機関が指定した隔離施設へ組織的にバスで移送され、14日間隔離される。隔離施設では、日常生活に必要な環境が準備される。</p> <p>対象者は、隔離施設からの外出が禁止される。</p> <p>隔離期間中に医療従事者がとる措置は以下のとおり：健康診断、検温、血圧測定、問診の実施。</p> <p>医療ガイドラインに従い、臨床検査を目的として鼻腔から検体を採取し、必要に応じて他の検体検査も行う。</p> <p>隔離期間が終了（退院）した後、医療従事者が10日間架電による健康状態のチェックを行う。</p> <p>対象者が規律違反を犯した場合、法的責任が問われる（刑法195条（環境汚染対策措置の不履行）、同法257条1項（衛生法及び伝染病対策法の違反）、行政法54条（感染症対策規則の違反）。</p>

<p>1.b.</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中華人民共和国</li> <li>・ 韓国</li> <li>・ イラン</li> <li>・ イタリア</li> <li>・ アフガニスタン</li> <li>・ 日本</li> <li>・ フランス</li> <li>・ 米国</li> <li>・ ドイツ</li> <li>・ シンガポール</li> <li>・ スペイン</li> <li>・ 香港</li> <li>・ マカオ</li> <li>・ 台湾</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>滞在地における隔離 (自宅検疫)</b></p> <p>本カテゴリーに含まれる国々からウズベキスタンに入国した者の内、対象国から出国後14日以上経過していない者は、医療観察下に置かれ、行動が制限される。</p> <p style="text-align: center;"><b>例外：</b></p> <p>公式・政府代表団員，外交・公用旅券所持者，航空会社のパイロット・乗務員，鉄道乗務員，鉄道輸送業及び国際貨物輸送業に従事する運転手。</p>	<p>対象者は、滞在地（自宅，ホテル，寮等）における14日間の隔離を義務づけられ、家族以外の人々との接触，公共の場への外出は禁止される。</p> <p>自宅検疫期間（14日間）中に、隔離期間中に医療従事者がとる措置は以下のとおり：健康診断，検温，血圧測定，問診の実施。</p> <p>医療ガイドラインに従い、臨床検査を目的として鼻腔から検体を採取し、必要に応じて他の検体検査も行われる。</p> <p>临床上の必要性から、急性呼吸器感染症の症状が認められる者は、診断及び治療を目的として医療機関に搬送される。</p> <p>対象者は、隔離期間が終了（退院）した後、10日間、医療従事者の架電による健康チェックを受ける。</p> <p>対象者が規律違反を犯した場合、法的責任が問われる（刑法195条（環境汚染対策措置の不履行），同法257条1項（衛生法及び伝染病対策法の違反），行政法54条（感染症対策規則の違反））。</p>
<p>2.</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ タイ</li> <li>・ アゼルバイジャン</li> <li>・ イギリス</li> <li>・ マレーシア</li> <li>・ アラブ首長国連邦</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>滞在地における14日間の医療観察</b></p> <p>航空会社のパイロット及び乗務員，鉄道乗務員，鉄道輸送業及び国際貨物輸送業に従事する運転手を含む。</p>	<p>対象者は、混雑した場所を避け、人との接触を最小限に抑えることが推奨される。</p> <p>対象者がウズベキスタンに入国した後、14日間滞在地における医療機関に在籍する医師による医療観察下に置かれ、10日間架電による健康チェックが行われる。</p>

			<p>滞在地における医療従事者により、毎日医療観察（健康診断、検温、血圧測定、問診）が行われる。</p> <p>临床上の必要性から、急性呼吸器感染症の症状が認められる者は、診断及び治療を目的として医療機関に搬送される。</p>
3.	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バーレーン</li> <li>・クウェート</li> <li>・アルメニア</li> <li>・ベラルーシ</li> <li>・オマーン</li> <li>・パキスタン</li> <li>・ジョージア</li> <li>・チェコ</li> <li>・イラク</li> <li>・レバノン</li> <li>・カナダ</li> <li>・リトアニア</li> <li>・エストニア</li> <li>・ルーマニア</li> <li>・ギリシャ</li> <li>・オランダ</li> <li>・ノルウェー</li> <li>・オーストリア</li> <li>・デンマーク</li> <li>・スウェーデン</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>健康状態の遠隔モニタリング</b></p> <p>本カテゴリーに含まれる国々からウズベキスタンに入国した者の内、対象国から出国後14日以上経過していない者は、架電による健康チェックを受ける。</p>	<p>対象者は、地元の医療機関に健康状態を報告することを条件に、ウズベキスタン国内の移動が許可される。</p> <p>対象者は、公共の場への外出の自粛、人々との接触を最小限にすることが推奨される。</p> <p>対象者は、24日間毎日、医療従事者の架電による健康チェックを受ける。</p>